

北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議
(第33回)

議 事 録

日 時：平成26年11月18日（火）午後3時開会
場 所：PCB処理情報センター

1. 開 会

【事務局】

それでは、定刻となりましたので、ただいまより、北海道PCB廃棄物処理事業監視円卓会議を開催させていただきます。

本日、皆様には、お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、北海道環境生活部環境局循環型社会推進課廃棄物担当課長の米津でございます。よろしくお願ひいたします。

本日の会議は、お手元の次第に沿いまして進めさせていただきます。本日は、スタートがいつもより1時間ほど遅くなっておりますが、おおむね16時30分をめぐりに終了させていただきたいと考えておりますので、皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

なお、本日は、齋藤委員、室村委員、村上委員の3名の委員から欠席の御連絡を頂いております。また、時田委員と藤当委員から若干遅れるという御連絡を頂いておりますので、御報告を申し上げます。

ここで、残念なお知らせがございます。

当会議の吉田隆男委員が本年5月30日にご逝去されました。

吉田委員には、平成19年度に第2期目の公募委員としてご就任いただいて以降、約7年間にわたりまして、当会議の委員として毎回貴重なご意見、ご提案を頂き、本道のPCB廃棄物処理事業の推進に多大な御尽力を頂いておりました。

ここで、吉田委員の御冥福をお祈りし、1分間の黙禱をささげたいと思います。

皆様、御起立をお願いいたします。

黙禱。

[黙 禱]

【事務局】

黙禱を終わります。御着席ください。

ありがとうございました。

それでは、開催に当たりまして、北海道環境生活部環境局長の築地原より御挨拶を申し上げます。

【築地原局長】

北海道環境生活部の築地原でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、眞柄委員長を初め、委員の皆様方には、大変お忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、登別市、伊達市からも御出席をいただいておりますし、環境省の産業廃棄物課の角倉課長様を初め、オブザーバーの方々にも御出席をいただきました。業務多忙な中、大

変ありがとうございます。

本日は、第33回の監視円卓会議でございます。前回の5月28日の開催時におきましては、国のPCB廃棄物処理基本計画に関連した要請の受託について御説明を差し上げたところですが、室蘭市及び道の受諾を受けまして、6月に国のほうではPCB廃棄物の処理基本計画が変更されたところでございます。これを受けまして、現在、道でも、北海道PCB廃棄物処理計画の変更の準備作業を進めてございます。もう少し時間がかかるところでございますけれども、この後、委員の皆様方には、変更案ができ次第、御意見を頂きたいと考えておりますので、その節にはどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の会議では、北海道事業の進捗状況や環境モニタリングの結果などについて御報告をさせていただくことになっております。また、会議後には、北九州PCB処理監視会議の委員の皆様方との意見交換の開催が予定されておりますので、いつもより少し時間が長引きますけれども、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

5月のときにも少しお話をさせていただきましたが、このような席で必ず申し上げさせていただいておりますのは、交通安全のお話でございます。

現在、冬の交通安全運動が11月10日から20日まで行われております。昨日現在、本道の交通事故による死亡者数は、昨年よりも6名少ない形で推移してございます。5月のときには多いということでお話をさせていただいたのですが、現在は6名少なくなっております。しかしながら、これから北海道は積雪期を迎えて、また、冬型の事故が増えてまいりますので、お集まりの皆様方については、ぜひ、いま一度、交通安全、安全運転に気をつけていただきますようお願いしたいと思います。

最後になりますが、委員の皆様には、限られた時間ではございますけれども、忌憚のない御意見を頂戴いたしますようお願い申し上げます。開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

続きまして、本日のオブザーバーとして環境省から御出席をいただいております産業廃棄物課の角倉課長より御挨拶を頂きたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【環境省】

皆様、お疲れさまでございます。

ことし9月の異動で環境省の産業廃棄物課長に着任いたしました角倉と申します。どうかよろしくお願いいたします。

本日は、眞柄委員長初め、委員の皆様、そして、関係者の皆様には、大変お忙しい中を御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から、PCB廃棄物の処理の推進に関しまして、多大なる御理解、御協力、御尽力を賜り、この場をお借りして厚く御礼申し上げたいと存じます。どうもありがとう

ございます。

かねてから御報告させていただいておりましたPCB廃棄物処理基本計画の変更につきましては、その後、6月6日に計画を変更する告示を行ったところでございます。計画の変更に関しましては、前回の会議の場で御説明、御報告をさせていただいたところでございますが、計画の変更に際しまして頂きました各種条件につきましては、私どもとしてもしっかりと守っていきたいと考えております。

また、計画の変更に関しまして、格別の御理解、御協力を賜りましたことに重ねて御礼を申し上げたいと存じます。

新しい基本計画に関しましては、国やPCB廃棄物を搬出する都道府県、市は、処理施設が設置された室蘭市を始めとする地元の皆様の重要な貢献を認識し、可能な限りの協力を行うことが特に重要と位置づけているところでございます。さらに、PCB廃棄物の処理を期限内に完了するためにも、全国の各自治体それぞれがきちんと未処理の保管事業者の掘り起し調査を行い、処理期間内に確実に処理を行わせるよう、保管事業者を指導・助言していくことをそれぞれの都道府県PCB廃棄物処理基本計画の改定にも盛り込み、これを実現していく必要がある、このように考えているところでございます。

私ども環境省といたしましても、経済産業省との調整や必要な情報の提供等、皆様方と最大限連携し、我が国のPCB廃棄物の一日も早い処理の完了を目指して、同時に安全を最優先することももちろん大事なことでございますので、安全を最優先しつつ、新しい計画を着実に実行していきたいと考えております。

また、現在開会中の国会での審議でございますが、実は、日本環境安全事業株式会社法、いわゆるJESCO法の改正について審議されているところでございます。JESCO法の改正の内容でございますけれども、福島県の除染や復興に不可欠な施設である中間貯蔵施設の整備、運営管理等を国が責任を持って行うと同時に、国が強い指揮・監督権限を有しておりますJESCOを活用できるようにし、あわせて会社の名称を中間貯蔵・環境安全事業株式会社に変更するというような内容のものでございます。

改正の内容につきましては、後ほど改めてこの場で御説明させていただきたいと存じますが、この改正の内容によって、PCB処理事業が何ら影響を受けるものではないと私どもとしては考えているところでございます。したがって、現在、PCB廃棄物を処理していただいている北海道事業所を初め、全国各地のPCB処理事業所がございませけれども、これらのPCBの処理事業所におきましては、PCB廃棄物のみを引き続き処理するという位置づけに変わりはありません。今後とも、引き続き、皆様の御協力を賜りながら、PCB廃棄物の一日も早い処理完了に向けて、私どもとしても努力してまいりたいと考えておりますので、本日もどうかよろしく願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、議事に入らせていただきます。

ここからの進行は、眞柄委員長をお願いいたします。

2. 議 事

【委員長】

それでは、議事次第に従いまして進めてまいりたいと思いますが、最初に配付資料の御紹介をお願いします。

【事務局】

道庁循環型社会推進課の池谷と申します。よろしく申し上げます。

私から、資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1として、前回の円卓会議の議事録の案をつけております。続きまして、資料2が議事の2番目で使います北海道事業の進捗状況等についてですけれども、資料2-1から資料2-8までございます。資料2-1がJESCOのPCB廃棄物処理事業の現況、資料2-2が北海道事業の進捗状況、資料2-3が北海道事業所の稼働状況、資料2-4がトラブル事象等について、資料2-5が総合防災訓練の実施結果について、資料2-6がトラブルの未然防止対策について、資料2-7が環境モニタリングの測定結果、資料2-8として立入検査の実施状況、最後に資料3としてその他の中で御説明申し上げますが、日本環境安全事業株式会社法の改定について、ということで1枚物の資料がございます。

その他参考資料としまして、参考資料1が北海道PCB廃棄物事業日より、参考資料2としてこの6月に変更されましたPCB廃棄物処理基本計画の変更について、資料をつけております。

資料の不足等がございましたら、会議中でも構いませんので、私どもにお申しつけください。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

それではまず、議事(1)の前回の議事録でございますが、これにつきましては、あらかじめ各委員の方々に御確認をお願いしております。特に御異論がなければ、これで確定させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

【委員長】

ありがとうございました。

それでは、早速であります、議事（２）の北海道事業の進捗状況につきまして、JESCOから説明をお願いします。

【JESCO】

日本環境安全事業株式会社北海道事業所でございます。

御存じのように、当初施設は平成20年5月に操業を開始いたしまして、今、丸7年目を迎えております。増設施設は、昨年9月に操業を開始いたしまして、1年を経過しております。引き続き、安全操業を継続してまいります。

それでは、早速ですが、資料に基づきまして、進捗状況等を御報告させていただきます。

お手元の資料2-1ですが、表題は、日本環境安全事業におけるPCB廃棄物処理事業の現況でございます。

私どもの五つの処理施設の事業状況を記載しております。事業ごとの御説明は省略させていただきますが、5施設とも安全・安定操業を継続しているところでございます。

続きまして、北海道事業の状況につきまして御説明させていただきます。

資料2-2、表題が北海道事業の進捗状況でございます。

平成15年の北海道事業所の設置設立から今現在までの約12年間の各年度の出来事を紹介させていただいております。

前回の監視円卓会議以降の出来事につきましては、資料の一番最後の7ページにございます。

平成26年度の出来事が記載しております。前回の監視円卓会議が5月28日でございます。それ以降、トラブルが2件発生いたしました。8月28日と9月5日に発生しております。この内容につきましては、後ほど担当から資料について御報告させていただきます。そのほか、総合防災訓練を、増設施設は7月8日、当初施設は9月11日に実施いたしました。これも、後ほど資料にて御報告させていただきます。

エピソードといたしまして、今年9月2日にこの施設の見学者が1万人に達しましたので、私どもで特製のボルタ人形をつくりまして、1万人目の御来場者に贈呈させていただきました。本件につきましては、別添の北海道事業所だよりで掲載しておりますので、そちらを御覧いただきたいと思います。

続きまして、PCBの処理状況を御報告いたします。

資料2-3の稼働状況になります。当初施設と増設施設の処理状況をそれぞれ報告させていただきます。

まず、1ページ目は、当初施設の脱塩素分解施設の受け入れの状況を表にしてございます。

それぞれトランス、コンデンサ、PCB油を道内、道外に分けまして、年度ごとの受け

入れ量を記載しております。合計につきましては、この表の一番右下、道内につきましては7, 433台、道外分につきましては36, 474台を受け入れています。道外分につきましては、本州分を五つのブロックに分けてそれぞれ台数を記載しておりますが、ページをめくっていただいた2ページに道外ブロック別受け入れ台数ということで、南東北ブロック、北東北ブロック、甲信越ブロック、北陸ブロック、北関東ブロックの五つのブロックごとにそれぞれトランス、コンデンサ類の受け入れ台数をここで報告させていただきます。

次に、受け入れたトランスとコンデンサを抜油ベースで処理した状況を3ページに掲載してございます。進捗率にて申し上げます。黄色の欄が処理台数でございますが、トランスは、処理台数が3, 035台、進捗率で73.3%、コンデンサは、処理台数で40, 259台、進捗率で70.5%の処理をしているところでございます。

続きまして、最近1年間のトランスとコンデンサの月々の処理台数をグラフで表示しましたのが4ページでございます。

上段がトランス、下段がコンデンサの処理台数でございます。処理施設は、1年間を通じまして、2月の小点検、9月の定期点検と年末年始以外はPCB処理を実施しているところでございます。

上段のトランスにつきましては、製品が一品一様ということで小さなものから大きなものまでございますので、処理するものによって月々の台数にばらつきがございます。コンデンサにつきましては、同様な重量が集中していますので、毎月700台くらいを処理していますので、コンデンサは平均的な処理ができております。

続きまして、5ページに参ります。

純PCB量は省略させていただきますが、下段の有価物の払い出しの実績ということで、トランス、コンデンサを処理しますと、鉄とか銅のいろいろな産業廃棄物が発生します。ただし、鉄、銅、アルミ、処理済み油等につきましては有価物としてお金を頂きまして払い出すことができますので、そのような有価物の発生台数をこの表に記載してございます。

今度は、産業廃棄物のうち、お金を支払って処理業者に処理していただいているものが、6ページの上段の産業廃棄物の払い出し実績ということで、素子、紙・木・プレスボード、廃アルカリ等につきましては、北海道内の処理業者に代金を支払いまして払い出しているところでございます。

同じく、ページの中段に産業廃棄物としての払い出し実績ということで、セーフティネットで設置しています活性炭です。PCBが含まれてない活性炭を、普通の産業廃棄物として、今までに461ドラムを外に払い出しています。

このページの一番下の無害化認定施設につきましては、環境省で低濃度のPCB処理を実施する無害化認定施設という民間の処理業者が現在おりますので、その施設に私どもで発生するPCB濃度が5, 000ppmを下回っているものを平成24年から払い出して

おり、そのドラム缶の台数でございます。

続きまして、7ページからは、増設処理施設、プラズマ溶融の分解施設の処理の状況でございます。

7ページにつきましては、先ほどのトランス、コンデンサと同様な項目を記載しております。受け入れ状況、ブロックごとの状況でございます。

処理の状況につきまして、8ページで紹介させていただきます。

前処理投入ベースということで、安定器、小型電気機器、感圧複写紙等、今までトータルでこの表の一番右下の677, 363という数字が入っておりますが、操業以来、677トンの安定器等を処理しているところでございます。増設施設につきましても、処理しますと産業廃棄物が発生しますので、安定器等を溶かして冷やしたものをスラグとして払い出します。それ以外に排気処理中のばいじんを集めまして、これも固形物として産業廃棄物として払い出しています。その辺の数字をこの表に記載してございます。そして、同様に毎月の安定器等の処理量、ここ1年の処理量をグラフにして紹介しています。

続きまして、前回の円卓会議以降で発生しましたトラブル状況について御報告させていただきます。

【JESCO】

JESCO北海道事業所安全対策課長の中尾でございます。

資料2-4と2-5について、説明させていただきます。

まず、トラブル事象等についてでございます。

前回の円卓会議以降、当初施設におきまして2件のトラブルが発生しております。

詳細につきましては、次ページ以降で御説明いたします。

その下の不具合事象の公表件数でございますけれども、前回会議以降、5月から10月分、6カ月分でございますが、北海道、室蘭市に30件の不具合事象、32件の不具合事象未満を報告し、本情報センターで公表しているところでございます。

続きまして、トラブルの詳細につきまして、次のページから説明いたします。

まず、8月28日に発生いたしました浸漬洗浄中の大型トランスからの洗浄液の漏えいでございます。

発生日時は8月28日9時41分ころ、場所は当初施設処理棟1階の大型車載トランス解体エリアのナンバー4、抜油及び洗浄装置管理区域レベル3でございます。

本件について、人への影響はございませんでした。

設備の概要ですけれども、今回の大型トランスですが、イグナイトロン整流器用変圧器と呼ばれるトランスで、これは車載トランスに準じたトランスでございます。

時系列でございますけれども、8月19日に本変圧器を搬入、翌日に抜油、21日に保管前の予備洗浄という形で2回洗浄液を給液し、排液しております。3回目を給液し、そのまま浸漬保管し、翌日9時22分、排液を開始いたしました。そうしたところ、9時4

1分にエリアに入室した作業員がオイルパン内に液だまりを発見いたしました。10時4分には、本トランスの排液が完了し、中の洗浄液は全て回収しております。10時15分から11時45分まで、漏えいした洗浄液を回収いたしました。その後、15時20分までに、消防、道、市に説明し、工程再開の御了解をいただいて、大型車載エリアにおける作業を再開しております。

漏えい状況でございますが、漏えいした液のPCB濃度は274ミリグラム／キログラムということで、洗浄中のトランスからの漏えいですから若干高目でございます。漏えい状況ですけれども、SUS製のオイルパン内で液だまりとなっております。面積が約10平方メートル、洗浄液の厚みを15ミリとすると漏えい量が164リットルという状況でございます。ただ、オイルパンの高さが190ミリありましたので、オイルパンからあふれることはございませんでした。

漏えい発見からふきとり作業完了まで、作業員の接液はなく、オンラインモニターも正常と変わりありませんでした。

次のページに参ります。

事象による影響も特段ございませんでした。

発生原因ですけれども、漏えい箇所が当トランス下部にある高圧接地側碍子接続部と呼ばれるところでございます。

右側のページの写真をごらんください。

上は漏えい状況等でございますが、2段目にトランスの全体図が出ています。矢印で示しているのが今回漏えいした箇所で、ここが碍子接続部でございます。御覧のとおり、端子がむき出しになっているのがお分かりになるかと思えます。内部を開けて確認したのが下から二つ目ですけれども、内部からボルトを引き抜くと楽に動くという状態で、一番下の左側には書いてありますが、ナットが締まっていなかった状態で運ばれてきたということで、保管事業者のところでこのナットが外されてしまったものと推定しています。

左側のページに戻りますけれども、このナットが外されたことによって、この碍子がある意味で緩々状態でございます。排液、給液を繰り返したことによって緩んで漏えいしたものと判断しております。

再発防止策としては、トランスの受け入れ時に接続部についても確認を行うことをマニュアルに追記して、関係者に教育しております。また、水平展開といたしまして、実は、ここに「11月」と書いてありますが、きょう、この同型トランスを搬入しております。これは、保管事業者で同型トランスを確認し、全部で17台あるということです。16台については、締めつけナット及び保護カバーがついていることを確認しております。1台は、締めつけナットのみでございますので、これについては必要に応じて対策して搬入いたします。

事象区分の判断としては、設備の停止を伴わない搬入してきた有害物質の施設内の漏えいということで、区分Ⅳとしております。

続きまして、9月に発生したトラブルの内容について御報告いたします。

コンデンサ素子取り出し解体装置溶接作業中の小火の発生でございます。

発生したのは、9月5日の14時ころで、処理棟1階、コンデンサ解体エリア内のコンデンサ素子取り出し解体装置で、こちらレベル3でございます。

これにつきましても、発見から消火作業完了まで、作業員の接液等、人への影響はございませんでした。

設備概要といたしましては、素子取り出し解体装置は、文字どおりで、コンデンサのふたを切断した後、中の素子を取り出す装置でございます。本装置については、使用して6年たったということで、今回、定期点検中にオーバーホールするということで、溶接作業を行ったものでございます。

時系列でございますけれども、当日の13時半、作業員がエリアに入り、火気監視人のもと、13時50分から溶接を開始いたしました。14時から2カ所目の溶接を実施し、14時2分に火気監視人が異変に気づき、最初は水で消火しましたが、消えなかったため、消火器で消火し、鎮火いたしました。

事象による影響等ですけれども、応急措置として作業停止というところですが、定期点検中のため操業への影響はございませんでした。

原因としては、可燃物の観点としては、溶接場所の床は防災シートで養生していたところだったのですが、溶接作業員が体を動かして作業して養生シートがずれたということで、養生シート下の素子くずに引火したものと推定しています。また、着火源ですが、TIG溶接のときに亜鉛めっきを溶接したことで火の粉が発生したということ想定しています。

再発防止策としては、溶接作業の周囲に可燃物がないことの確認と、養生シートのずれがないよう固定することとしております。

次のページに参りまして、事象区分の判断でございますけれども、本件は区分3-1-5、備えつけの消火器及び工程上の処置により鎮火させることができた火災に該当することから、区分Ⅲとしております。

続きまして、資料2-5の平成26年度における総合防災訓練について御報告いたします。

今年度、増設施設、当初施設で既に実施済みでございます。増設施設は7月8日、当初は9月11日に実施いたしました。

参加人員でございますけれども、公設消防及びJESCO、MEPS、増設施設は139名、当初施設は159名で実施いたしました。

目的については、省略いたします。

想定事象としては、ともに地震発生と非管理区域での火災発生、作業員の負傷というところと公設消防への指揮権移譲後の管理棟からの火災発生は共通事項です。それから、④番に書いてありますが、増設施設については屋上の作業員が逃げおくれず避難できず高所

要救助者が発生したという想定です。当初施設につきましては、③番に書いていますが、大型車載解体エリアから漏えいが発生し、④に書いていますが、作業員が負傷してPCB汚染を受けて歩行困難という想定をしております。訓練項目につきましては、これら想定事象への対応ということでございます。

次のページに参りまして、訓練結果としては、ともに良好に訓練項目を消化し、確実に防災活動を実施できることを確認できたとしております。反省事項といたしまして、全体的なものとして、来年度以降、当初施設、増設施設の共通の定期点検中に合同での総合防災訓練を実施できないかという御提案がございましたが、これについては、まだ増設の訓練が始まったばかりでございますので、もう少し慣れてから合同訓練をやることを考えております。

また、ハード面ですが、情報共有化ということで、トランシーバーが有効であるという意見が出ましたので、これについては、今後、トランシーバーの台数を増やして情報共有を図ることをしていきたいと思っております。

次のページから訓練の写真を添付しておりますが、特徴的なこととしては、増設は、2段目の左側で要救助者が屋上で発生し、その二つ右側ではしご車での救出を実施したということです。

次のページは、当初の訓練の様子でございますが、2段目の一番右で除染テントというものをご設消防で準備し、これによって汚染者の除染を実施したという訓練を行っております。

私からは以上です。

【JESCO】

本社事業部で事業部長をしています東と申します。

資料2-6のトラブルの未然防止対策についてということで、これは全社的な取り組みですから、本社から説明させていただきます。

まず、この資料は、前回の会議で内部技術評価の実施状況を報告させていただきましたけれども、この内部技術評価においてトラブルの未然防止のためのチェックをしっかりとやるべきと眞柄委員長から御指摘を頂いたところでございます。このため、トラブルの未然防止対策についてと題する資料によって、まず、JESCOにおけるトラブル防止の体系を説明し、さらに、その中で内部技術評価による対応状況についても説明させていただくということでお願いしたいと思います。

まず、1枚目でございますけれども、全体の体系ということで絵を描いてございます。

下に正方形がございまして、そこがJESCOです。上半分に北海道事業所内の取り組みがございまして、これにつきましては左の四角から再発防止の徹底、それから、危険の芽の排除、いわゆる未然防止、設備保全の実施を取り組んでいるわけです。さらに、本社、各事業所を含めた全社的な対応といたしまして、下に五つほど丸をつくって項目を挙

げております。真ん中の横の長四角には内部技術評価という言葉も出ておりますが、これは後ほど説明いたします。

それから、JESCOの外部からの御指導、監視ということで、まず、上にございますポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会は、JESCOが事務局をしているものですが、そこから指導・助言を頂きます。真ん中に北海道事業部会とありますが、これは愛媛大学の森田先生に座長を務めていただいておりますけれども、事業所ごとに地域ごとの事業部会がございます。それから、その左隣に技術部会があります。これは、PCB処理の技術的な部分です。右隣の作業安全衛生部会は、労働安全衛生の観点からいろいろと助言を頂くものです。

まず、北海道事業部会からは、北海道事業所内の取組への指導を頂くとともに、事業検討委員会全体としてはJESCOにも指導を頂いており、上からの矢印がそれを示すものでございます。

それから、上の右隣にございます北海道PCB廃棄物処理監視円卓会議、まさにこの会議でございます。眞柄委員長を座長として、矢印を伸ばしておりますが、我々JESCO、特に北海道事業の活動を監視いただき、我々からは、北海道事業所の操業状況等の報告と全社的なことも報告させていただいているという体系でございます。

次のページを見ていただけますでしょうか。

全社対応というところで、トラブル未然防止の取り組みという絵を描いてございます。上の中ほどに、トラブルの水平展開とございますけれども、これを中心にして、その左に危機管理体制の整備で、各種マニュアル等を整備しております。その右隣は、教育・訓練・啓発ということで、安全セミナーの実施とかヒヤリハット活動ということでの注意喚起もしているところでございます。

その下には、内部監査・内部技術評価による実施状況のチェックということで、内部監査という形をとる、あるいは、処理施設の健全性、運転、操業の確実性の確保のための内部技術評価を実施しております。この内部技術評価については、また後ほど詳しく説明させていただきます。

その下には、各種会議を活用した実施状況の確認とございますけれども、下に例として環境安全会議、これは社長をトップとする会議でございます。このほかに、いろいろな役職の者を置いて、担当者レベルでございますが、いくつかの会議を設けておりまして、その中での情報交換、情報共有を図っているところでございます。

3ページ目でございます。

先ほど対策の中心と申しあげましたトラブルの水平展開でございます。

これも、絵を描いてございますけれども、縦軸が時間軸です。左側に発生事業所がございますが、トラブルが発生して第1報、トラブル速報、トラブル報告という形で、それを右側の本社に時間の経過とともに、情報提供してもらいます。本社は、それをトラブル速報あるいはトラブル報告という形で各事業所に情報を流して全社的な注意喚起をしていく

という体系をとっているところがございます。

この各事業所への水平展開については、本社からの情報に基づいて、また、運転会社とも情報を共有の上、関連する設備、機器あるいは作業手順についての点検を行って、同種のトラブル事象の未然防止対策を講じるということで、安全運転、それから、適正処理に役立てているところであります。

その下の表に、北海道事業所における水平展開の例と書いておりますが、豊田、北九州、東京、大阪と事業所がございますけれども、情報を受けて水平展開ということで北海道事業所でどのように対応したかをまとめているものでございます。時間もないので、個々の説明は割愛させていただきます。

それから、4ページ目でございます。

トラブル事案の水平展開に加えて、発生したトラブルの内容に応じては、全5事業所を対象に、こういう事故が起きたときに本当に他の事業所でも大丈夫かどうかということで、テーマを設けて一斉点検を実施しております。実施例として、そこに3例ほど示しているところがございます。

さらにその下の段落ですけれども、各事業所では報告提案されたヒヤリハット事例のうち水平展開の必要が高いものについては、事業所間での情報共有を進めておりまして、その下にも実施例を示させていただいております。

4番目として、今回のPCB処理基本計画の変更を受けたさらなる未然防止対策ということで、これは北九州市からの延長受け入れ条件の中にもあったものを加味しながら、二つほど掲げております。一つ目は、JESCO全事業所で過去に発生した全てのトラブル及び改善状況の内容についての再点検を各事業所で共有し、トラブル予防対策を徹底するというものです。二つ目は、これまでの施設の操業に関する安全管理体制について、JESCO、運転会社、関連企業、プラントメーカー等を対象に再点検を行って、必要に応じ体制強化を図るというものでございます。

最後に、内部技術評価がトラブル防止にどういうふうに関わっているかというところがございます。

まず、JESCOでは、本社事業部の社員を中心とする評価チームを構成して、五つの事業所に対し、それぞれ年に1回、内部技術評価を実施しております。目的としては、施設の健全性、それから、運転・操業の確実性の確保とこれらの維持向上を図ることを目的として行うものでございます。

(2)の調査対象期間として、これは1年間の操業について評価の対象とすることにしております。毎年毎年行っていって、評価対象から外れる期間がないようにしているところでございます。

評価する者としては、冒頭でも申し上げましたけれども、本社事業部、それから、評価をする事業所以外の事業所の職員にも加わってもらって、計7名程度で評価チームを構成して事業所に派遣して確認しております。

検査項目といたしましては、操業の管理、設備の管理、排水とか排液がどういうふうになっているかの環境の管理、安全衛生、適法性という法律等への適合、それから、環境安全異常事態等、いわゆるトラブルの発生時の対応、教育訓練の実施状況、前回の評価で改善を指摘された点をどういうふうにフォローアップ、改善しているかという報告を受けることにしております。

評価の方法といたしましては、上記の項目についてチェックリストをつくって、事業所員にヒアリングすると同時に、関連する証拠となる資料を出してもらうことで、最終的に評価を行うことにしております。評価結果のフォローアップは、PCB廃棄物の適正な処理、それから、未然防止の観点から対象事業所に対して検討すべき項目については、指摘事項ということで評価を出しております。次回の内部技術評価において、その状況をフォローアップするというをやっているところでございます。

それから、評価の実施結果の報告ですけれども、評価結果については、事業の担当役員に報告することにしております。各事業所の事業部会に報告して御指導いただくこととしております。

最後ですが、トラブルへの対応に対する評価、取り組みについてですけれども、先ほど述べましたとおり、全社的なトラブルの水平展開の仕組みがあることを踏まえて、次のような観点から状況のチェックをしているところでございます。(a)が各設備の安全性、安定性に関する不具合の発生状況を把握すること、それから、(b)としてヒヤリハットとか改善提案パトロール時の指摘事項等についての周知、検討、改善の状況がどうか、(c)はトラブル、不具合事象等の原因究明、対策実施等の状況、(d)として他の事業のトラブルの情報を受けてその事業所ではどういう点検・対策をしているかという実施状況について、内部技術評価により確認しているところであります。

以上、説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

【委員長】

ありがとうございました。

JESCOから説明があったことについて、御質問や御意見がありましたらどうぞお出してください。

【〇〇委員】

資料2-3の3ページで、稼働状況のところであついたので、確かめたいと思います。

3ページの一番最後のところに、前回、第32回の際に、トランス類は4,144台でした。今見てみますと4,139台になっています。マイナス5台ですね。これは、処理したために登録数が減ったわけでしょうか。

【JESCO】

ここでの登録数は、保管事業者がJESCOに処理してほしいという登録台数でございます。そして、今回登録されたもののうち、PCB濃度が低濃度ということが分かったことから、保管業者様でその5台分の登録を取り消したので、その台数がマイナスになっております。

【〇〇委員】

そうしたら、処理が進んでいきますと、この数が減ってくるわけですか、減らないわけですか。

【JESCO】

基本的には、保管事業者が登録するたびに増えていきます。

【〇〇委員】

処理が進んでいけばどうなりますか。

【JESCO】

登録数は、基本的に変更はございません。

【〇〇委員】

それは、どんどん増えていくというふうに考えてよろしいわけですね。

【JESCO】

通常は増えます。

【〇〇委員】

わかりました。

数字上、既に処理したものはここから外していくものだったら困るなど思ったのです。

【JESCO】

そういうことはございません。

【〇〇委員】

わかりました。

【委員長】

それでは、私からお聞きします。

2回トラブルが起きて、原因は違うのか、同じなのか、よく分かりませんが、洗浄中の洗浄液の漏えいや溶接作業中の小火と称するようなものは、今回が初めてではなく、これまでも何回も起きているにもかかわらず、今回もまた出たことについてどういうふうにお考えですか。

【JESCO】

まず、1件目の大型トランスからの洗浄液の漏えいにつきましては、保管事業者から持ち込んだトランスのナットが外れていたことによる漏えいということで、今までこういう保管物からの漏えいはいませんでした。今後、いわゆる健全品ではないトランスが入ってくることを踏まえ、JESCOで受け入れ物の確認に対しまして注意を払っているところであります。

また、2件目の小火につきましては、2回目の事象でございます。前回発生いたしましたのは、車載トランスにおける洗浄液が着火したための小火でございました。今回は、定期点検中の溶接作業での小火ということで、前回のような洗浄液からの小火に対しましては十分対策がとられているものと考えております。今後、こういう定期点検中のトラブルについても発生を抑制していくよう、協力会社に対して十分指導していきたいと考えております。

【委員長】

2番目ですが、前のものも溶接だったのですか。

【JESCO】

以前発生したのは、切断作業中に缶体とのこ刃との接触による火花による着火でございます。

【委員長】

火災の原因になるような作業を行っていたという意味では同じではないですか。要するに、火が出るような作業をしているときに注意しろということは同じですね。それは注意してください。

先ほど、本社から水平展開の話がありましたけれども、1番目の事例は水平展開の対象になる事象であるかどうかについてはいかがですか。

【JESCO】

これも水平展開をして各事業所にも伝えていきます。

【〇〇委員】

車載トランスからの漏えいですが、現地でナットが緩んだ可能性があるのが一番心配なのです。いろいろなところで保管しているわけですから、そういうことについてはどこが責任を持つかという、多分、JESCOではないですね。それは、保管している人が責任を持つわけですけれども、これは漏れてしまったら困るわけで、環境省はこれをどう考えているのか。それをきちんとチェックするという体制を考えないとだめではないかと思えます。これは、処理中に漏れるものよりは量が多いのではないかと私は思います。片一方でこういうことがどんどん起こったら困るので、その対策についてお話ししたいと思います。

【委員長】

前に、道内の高等教育機関で保管していたPCBが漏れたことがありましたね。あのときにも御質問があったけれども、道のほうでどれぐらいの頻度で保管しているところを回るのか、今後どうするのが話題になったことがあります。道のほうで、例えば振興局で保管物の点検チェックはどんな体制でおやりになっっているのでしょうか。

【事務局】

道は、14振興局ございまして、そこで登録されている管内の各事業所について立入検査をして確認しております。ただ、毎年、全部に立ち入ることはなかなかできませんでして、年度ごとに重点地域を決めて各振興局で計画を立てて、大体3年に1回ぐらいの割合で全数を回れるようにということで行っております。ただ、3年できっちり全部を回れるかという、なかなか回り切れないという部分もございまして。基本的には、立入検査あるいは電話等の聞き取りなどを経て、あとは年度ごとに報告を出していただくということがございまして、そういった機会を捉えて適正な保管を呼びかけるようにしております。

【環境省】

環境省の中野でございます。

今、北海道からお話がありましたとおり、そもそもこのもの自体が現場で扱われているときは、保管している保管事業者が管理責任を持って、守るべきルールにつきましては廃棄物の処理及び清掃に関する法律で保管基準が定められております。あるいは、より具体的なやり方を環境省といたしましても収集運搬などのガイドラインを定めて公表させていただいております。まさに、具体的な遵守状況等につきましては、地方自治体でございます北海道が今申し上げましたような対応をとって監視・指導を行っているという体制で臨んでいるところでございます。

【委員長】

僕は理事長だから1カ月ぐらい前に決裁が回ってきたのですが、自分のところにあるPCBのトランスの保管の報告を都に出すわけです。ぱっと見ていたら、写真も何も入っていないのです。だから、こういうものがあるとすると、保管場所の写真ぐらい要求してもいいかと思います。今はデジカメで1枚ぱっと撮れば、お金もかからず簡単にできるので、それぐらいの工夫が必要かなと私も思いました。〇〇委員も、多分、そういうことをやっているし、図面は前のものをコピーして張りつけているだけなので、そういうことがあるかなと思いました。ありがとうございました。

【〇〇委員】

2件目の火災のトラブルです。

再発防止策を見ると、可燃物がないことを確認する、それから、ずれないように固定すると、その作業の場での直接的な確認という再発防止策ですが、これは落ちていた素子くずに引火したことであれば、それ以前にふだんからの清掃作業で素子くずが落ちていないことが前提になるのではないかと思いますので、その辺の対策をしていただきたいと思います。

【〇〇委員】

資料2-3に関係することですけれども、これを見た範囲では、登録数、処理数は事業所ごとの範囲内でわかるわけですね。これは、簡単に言えば、PCBの分母、どれだけの量を処理しなければいけないのか、処理されたのかという考え方で見ていっても、すごく狭い範囲でしか統計がとられていません。

今、僕らがすごく関心を持っているのは、日本で製造され外国から輸入されたPCBの総量がどれだけあって、それらがどれだけ処理されたのか、あるいは、処理されていないもので把握されたものがどれだけあって、把握されていないものがどれだけあるのか。今は、一定量の濃度のものはJESCOでやるけれども、それ以外の低い濃度のものは違うところで処理するという新しい要素が出てきているわけです。そうすると、僕らがこれらの資料を見ても全体像が全然わからないのです。

今、一番心配していることは、前回の会議でも申し上げましたけれども、本当に期限内にPCB総量に対して責任ある処理ができるのか、できないのかということが問われているわけです。当然、前回の会議でも委員長からも御指摘があったように、ロードマップをちゃんとつくりなさいということも関連しますが、ロードマップの前提条件は、PCBの状態も含めて正確な総量を把握する、それらをどうしていくのかという問題をきちんと議論していかなければならないし、手を打っていかねばいけません。

この資料の範囲では、僕らは本当にわかりません。これで全部ですかと言っても、どう見ても全部ではありません。恐らく何分の1なのかなというものです。この辺は、ぜひ環境省にお願いしたいのです。これができるのは環境省しかないのです。PCBの各工場

ではできないわけです。国際条約が結ばれた以降は、国の威信にかけて国際条約を守らなければいけないわけですから、環境省がその責任を持たなければいけません。

ぜひ、この資料を監視円卓会議に毎回出してほしいということをお願いしたいと思いません。

【委員長】

基本計画の掘り起こしのことと関係するので、環境省から回答してもらいたいと思いません。

まだ、掘り起こしされたものが今のところには入っていないので、その辺は今後どういうふうにするのか、見直しをお話してください。

【環境省】

ありがとうございます。

本件につきましては、前回あるいは前々回からも御指摘をいただいて、私どもからもいろいろ考えを述べさせていただいたところです。まずは、処理基本計画の中で、今、眞柄委員長におっしゃっていただいたとおり、まだ未届けの把握されていないPCBをしっかりと把握するというをした上で、国内にあるPCBを根絶する、それを約束の期限内でも一日も早く終わらせることが基本計画の最も重要なコンセプトとして、今般、6月の変更告示の中では位置づけさせていただいたと思っています。ここから先は、まさに委員からおっしゃっていただいた部分を実行していくというフェーズになるわけでございます。前回の円卓会議の中でもそのロードマップの重要性についても御指摘を賜ったところでございます。

今回、お時間の都合で御説明はしておりませんでした。参考資料2以降で、まさに6月に変えた基本計画の全文に加えて、参考資料2-1で6月以降に私どもがこれまで取り組んできた内容について、簡単ではございますが、記載してございます。

今、御質問をいただいたので、ごく簡単に御説明いたします。

参考資料2、横書きの紙になってございますが、真ん中から下に変更された基本計画の後の取り組みを書かせていただいております。表紙の真ん中から下になります。

そこで、1番目の安全性の確保は、当然ながら第1の観点でございます。こちらにつきましては、先ほど来、JESCOが説明してきたようなところについての指導・監督を私どもが行っているところでございます。

2番目の処理促進策は、まさに、今、委員が御指摘の部分でございます。まず、第1段階としては、基本計画の中に私が申し上げた重要なコンセプトが入っているのですけれども、これを実行に移していく段におきましては、先ほど橋本委員から御質問がありました都道府県での監視あるいは指導体制が、結局、現場の保管事業者、今、それを保有しているけれども、まだ見つからない方々に直接声をかける最初のとりでになるわけござ

います。まずは、都道府県市に、変更の趣旨を踏まえた上で自分たちの計画であります都道府県計画というものをしっかりそういった位置づけで改定していただくとともに、掘り起こし調査を具体的にやっていくことをきちんとコミットしつつ、指導・助言をしていただくようお願いについて、7月に通達を出させていただいた上で、私どもとしては、さらにそれを遺憾のないように進むよう、全国の都道府県の担当者を一同に東京にお越しいただきまして、さらに詳細な趣旨というものを御説明させていただきました。

それから、掘り起こし調査につきましても、創意工夫が地域によってあるかもしれませんが、最低限、こういったやり方でやるべきではないかという部分について、環境省の中でもやり方を検討いたしまして、マニュアルという形で都道府県市に通知しております。

まだ、ロードマップという形ではないですが、まずは、都道府県においては、新しい計画以降の掘り起こし調査をやるためのしっかりとした位置づけとして都道府県計画を変更して位置づけるということと、これは予算が必要になる話でございますから、必要な予算を確保しつつ掘り起こし調査を行っていただきます。

これに当たっては、これまでも御説明いたしましたけれども、都道府県市だけでやるには、先ほどの立入検査一つとってもかなり大規模なことを行わなければなりませんので、効率化を図る意味で、我々はより効率的な方法を今後も開発してお示ししますし、使用中のPCB機器の問題もございますことから、経済産業省と連携した体制も今後構築させていただき調整を行った上で、改めて、掘り起こし調査、その後の指導、どういうスパンでフォローアップやプランニングをしていくかということ、走りながら改めて整理した段階で、皆様にも公表したいと考えているところでございます。

【〇〇委員】

今のお話の中ですが、未届けの部分で、この間、札幌での研修会の中でPCBの学習をさせていただいたところでした。そこで、初めて見たのですが、札幌市において各環境に関わるコンサルタントとか企業に掘り起こしのためのアンケートを配っておりまして、私どもの北海道女性団体にもそれが来ていたのです。私もびっくりして、それは何ですかと聞きましたら、これは今調査していますが、大変なことらしいですねということで見ましたら、あなたのところではそういうものを扱っているかどうかというアンケートでした。私は、室蘭にいながら、札幌ではこういうことをやっているのだと初めて知りました。

それで、皆さんの話では、いよいよ本腰を上げてきたのでしょうかということでしたので、少しほっとする部分もあります。ですから、そのことに対しまして、この間、道の主幹にもお話をしたのですが、各地域で行動を起こすことによって、早目に解決できるようにしていただきたいと思います。環境省も、その辺はよろしく願います。

【〇〇委員】

今あるものに関しては、非常に徹底的な調査が行われていて、いいのです。以前、電機

業者といろいろお話をしましたら、この10年ぐらいは非常に厳しくしているけれども、その前は全く厳しくなかった。ということは、かなりの分が産業廃棄物として投げられている可能性が高いと私は読んでいるのです。そうであれば、産業廃棄物処理場の点検に関してはどうなさるつもりがあるのか。多分、そうしないと前から〇〇委員が言われている総数的な部分でのマイナスがわからないままになってきます。産業廃棄物として投げられたであろうということは、国として頭の中に置かれていたのかどうか、それは全く考えないのか、その辺のことを考えていただきたいと思います。

もう一点は、先ほどから、内部技術評価を北海道の事業部会に報告していますということです。それと同時に、ここでもヒヤリハットや常日ごろの作業部会の、こんなものでは困るねとかいろいろなものがあります。そういったものをこの部会にもこういうことでやっていますから安心してくださいというふうに出していただくことができるのか、できないのか、この2点についてお伺いしたいと思います。

【環境省】

まず最初の御指摘でございますけれども、そもそもPCB特別措置法なり、廃棄物でPCBの処理についていろいろと規制されるということについては、おっしゃるとおりPCBの問題が起こってから、PCB特措法は平成13年、JESCO法ですと平成16年に法律ができました。それはなぜかというと、昭和43年のカネミ油症の問題を契機に、PCBの製造、それから輸入等が規制されて、事業者で保管せざるを得なくなったものがPCB廃棄物として生まれたわけでございます。それが、この30年間、処理先がないまま、結果的に、当時の厚生省の調査の中では、そういった長期保管されたPCB廃棄物が紛失しているというような事実もあった中で、これをよりきちんと管理した中で処理しようとして平成13年にPCB特措法ができたという経緯があるところです。

残念ながら、そういった規制の前にPCB廃棄物が紛失なり、それ以外のルートに行ったことが全くないかと言われれば、これはあるというふうに申し上げざるを得ないです。それをトレースすること自体は、非常に難しいと思います。ですから、平成16年以降の規制の中で、届け出制度で、保管量、ストックを、きちんと印をつけた上で計画的に処理するという今のスキームでやらせていただいているところです。

なお、もしそこから漏れたものということになりますと、基本的に廃棄物処理法の一般的な産業廃棄物の処理の枠組みの中においても、そういった有害廃棄物をモニターするような基準が置かれております。基本的にそういった処理施設でPCBが不当に扱われた場合においては、モニタリングの中でPCBが出てまいりますし、原因を究明する、原因を除去する措置を講じていくことで、そこは環境の保全上の支障を防止するような担保がなされていると考えているところでございます。

【委員長】

では、ヒヤリハットの水平展開をお願いします。

【JESCO】

ヒヤリハットの活動状況につきましては、以前から、監視円卓会議で、毎回ではないのですが、年2回ほど御報告させていただきまして、最近では、前回の円卓会議で平成25年度におけるトラブルの状況、気がかり、ヒヤリハットを御報告させていただきました。今後も引き続き、ヒヤリハットの件数並びにどのような形で周知、展開したかも報告を継続させていただきたいと思えます。

【〇〇委員】

製造と、それから、今つかんでいるPCB量の違いということで、前から気になっていることですが、室蘭港に流れ出しているPCBの性状については道庁にデータがありますので、私があるデータを分析しましたら、大体トランスに使われたPCBが流れているということがいわゆる指紋から分かるわけです。ただ、濃度がどれくらいか、底質の濃度はわかりますけれども、底質の総量がどれくらいあるか、私はそういうものの計算ができないのです。ただ、それを全国的にやれば、統計的にどれぐらいのものが環境に流れているか、ものすごく概数ですけれども、分かるのではないかと思います。

環境省は、そういうこともきちんと計算して、これぐらいは流れていると。大変なことですけれども、数としては合う可能性もあるわけです。そういうことをしないと、いつまでも5万4,000トン製造して3万トンぐらい把握している、あと2万トンが分からないなんていう話を続けていくようでは甚だ非科学的です。分かるところは分かるようにしてほしいと思えます。室蘭港あたりから類推するわけにはいかないですが、東京湾とか大阪湾のデータはちゃんとあるはずですから、そういうところの概数、底質の総量、本数を計算すれば、今は難しいことではないと思えます。

【委員長】

できないことではないので、できれば環境省で調査研究のための研究費もお持ちでしょうから、今後、展開していただければと思えます。

ヒヤリハットのごことは御報告いただいているのですけれども、〇〇委員が御質問になったのは、トラブルの水平展開だけではなくてヒヤリハットも類型化、パターン化して、ほかの事業所全体で水平展開するような工夫がちゃんとされているのでしょうか、されているのだったらどこかの段階で報告してくださいというお話だったと思えますので、今後、配慮していただければと思えます。

それでは、ちょうどモニタリングの御質問がありましたので、道からお願いします。

【事務局】

私から、今年度の環境モニタリングの結果と立入検査状況について、資料2-7、2-8でご説明いたします。

まず、資料2-7ですが、本年度のモニタリングの結果ということで、今年度は昨年度と同様、周辺環境、排出源のそれぞれにつきまして、昨年度と同様の調査時期、調査項目でモニタリングを実施しているところでございます。

現在は、ちょうど半分の9月分まで調査結果が出ているところでございますけれども、いずれも環境基準値、排出管理目標値を超えるような数値は確認されておりません。ただ、3ページ目の当初施設のうち、排気の第3-3系統でベンゼンが9.5とやや高目の数値が出てございます。排出管理目標値自体は50なので、この数値はクリアしていたのですけれども、目標値の10分の1を超えるということで、やや高い濃度だったことから、JESCOから報告を頂いております。

この原因等につきましては、別添で1枚物の資料がついております。これにつきましては、後ほどJESCOから御説明を頂くこととしてございます。

続きまして、資料2-8の立入検査の実施状況についてでございます。

前回の円卓会議以降、6月4日以降ですが、全部で6回の立入検査を行っております。いずれも、協定、廃棄物処理法に基づく立入検査ということで、先ほどJESCOから御報告のあったトラブルの発生等を受けて実施したものが4回、そのほかに道が実施する排出源モニタリングの実施に合わせて行ったものが2回で、いずれも道の出先機関でございます胆振総合振興局と室蘭市の合同での立入検査を行っています。トラブル等の発生があった際には当日の作業状況等を確認の上、再発防止策等について指導を行っているところでございます。

私からは以上です。

続いて、JESCOからお願いします。

【JESCO】

資料2-7の別添でございます当初施設排気第3-3系統のベンゼン濃度上昇についてという資料で御説明させていただきます。

当初施設の3-3系統は、脱塩素化反応後の後工程、精緻分離槽、水洗槽、溶剤回収塔から出てくる排ガスを処理しているものです。特に、ベンゼンの発生源としては、トリクロロベンゼンとSDの反応による生成というふうに考えております。この排気処理フローについては、下のほうにポンチ絵を掲載し、この溶剤回収塔以降のガスについてはオイルスクラバ、ベンゼン回収装置、あとは活性炭層で構成しているものでございます。

先ほど報告があったとおり、5月23日に、ベンゼン濃度9.5という数字が出ました。これについて、道、市のほうに報告したところでございます。

なお、このとき、同時にPCBもはかっておりますが、0.00000026と、十分低い値でございました。

原因は、この排気処理PCB濃度は良好であったということで、スクラバ油の節約を目的として本年4月から5月上旬までオイルスクラバのブローダウンをしておりました。このブローダウンというのは、連続的に新油を交換して、一定期間、中の油が入れかわるものですけれども、これを停止して運転を行ったことが原因と考えております。結局、オイルスクラバ内で、PCB濃度は上昇しなかったのですが、ベンゼン濃度が上昇していつて、それゆえ、そこから出てくる排液がベンゼン回収装置及び活性炭のほうに行ったものと考えております。

その対策としては、まず、オイルスクラバ油を新油に交換、あとは、ベンゼン回収装置内のシリカゲル、活性炭の交換を行うことで、0.2未満ということで正常状態に復旧しております。

8月の段階で既に戻っておりますが、今後も四半期ごとにモニタリングして上昇がないことを確認していくところでございます。

以上です。

【委員長】

今、御説明頂いたこれらのことについて御質問や御意見がありましたらどうぞお出しください。よろしいですか。

【〇〇委員】

今のオイルスクラバのブローダウンの説明をしていただきたいと思います。

これは、節約という言葉があつて、停止して運転したということは、一見、当たり前のように見えるのですけれども、これは最初の設計段階の考え方を変えたのではないかと私は思ったのです。つまり、当然、設計段階で想定して入れているはずですから、オイルの節約をするために新しいものを供給するのを止めたという状況は、設計段階の考え方を逸脱した運転ではないでしょうか。ここを正確に説明していただけませんか。

【JESCO】

設計段階ということにつきましては、設計は、当然、ブローダウンを想定したものでございます。ただ、PCB濃度という観点からは、そこについては十分低かったということで、1カ月間停止して、その後に運転を再開したということでございます。試験的に止めたのですけれども、PCB濃度には影響はなかったのですが、結果的にベンゼンに影響があったということで、本件については、今後、ブローダウンの停止はしないということで考えております。

【〇〇委員】

試験的にお言葉でお逃げになったような気がするのですが、もともとベンゼン

か、P C Bかということは別として、僕らが一貫してここでお話してきていることは、本当に的確な設計が行われて工場が建てられて操業されているのかということ非常に重視してきました。その中で幾つかのことが改善されてきたことは事実ですが、本当に科学的な観点に基づいて設計されたものを現業の部門で、試験という言葉を使われましたが、本当に根拠のあるものだったのかどうか、僕は非常に危惧を感じたのです。もしこういうことが違う段階で出てきて、違う結果が出たらどうなるのかということです。基本設計をしっかりと踏まえることがいかに大事なことから、それは〇〇委員も随分強調されていたことです。僕は、そこは逃げないでほしいと思います。

【委員長】

今、〇〇委員が言われたとおり、元々の設計とモニタリングの項目にダイオキシンとP C Bとベンゼンが入っているわけですね。それに対して、地元との約束の濃度があるということは、その濃度を保つための装置が設計されて、その装置の運転条件が規定されているはずで、だから、そのことを遵守してくださることが我々にとってみれば非常に大事です。例えば、もし、元々の運転マニュアルなり、今のようない事象を変えようということであれば、やはり、室蘭市民等に御説明していただいた上でやっていただくべきことだと思います。たまたま短期間であって、しかも、排出濃度以下でありましたから、ある意味では不幸中の幸いだったと思います。ただ、今後、こういうことが起きないように、J E S C Oとしても万全の注意をしていただいて、運転当事者にもそういう趣旨を徹底するように努めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

【J E S C O】

結局は言いわけになってしまうのですが、P C B濃度にどうしても頭に行ってしまうして、スクラバ中のP C B濃度は定期的に観測して、今回もスクラバ液中のP C B濃度は全く問題なかったものから、これならもう少し新油を交換しなくても大丈夫かなということで、ベンゼンのほうに頭が行かなかったということで〇〇委員や委員長の御指摘になったと思います。今後は対応してまいりたいと思います。

【委員長】

ベンゼンも発がん物質ですから、皆さんの関心が高いことです。今後とも、よく注意をしていただきたいと思います。

それでは、その他のところで、環境省から御説明をください。お願いします。

【環境省】

それでは、私から、資料3について御説明させていただきます。

冒頭に角倉からお話を申し上げましたが、現在開催されております国会におきまして、

日本環境安全事業株式会社法、通称 J E S C O 法と呼んでおりますが、まさにこの J E S C O の事業等の枠組みなどを規定した法律の一部を改正する法律案について審議がなされているところでございます。

この改正の中身について 1 枚紙でご説明させていただきますが、改正の趣旨としては緑色の表題にありますとおり、中間貯蔵施設の整備等のために必要な法律の改正ということでございます。具体的には、四角く囲った中の箇条書きに大きく二つ書いておりますが、今回、J E S C O 法の一部を改正して、福島を除染とか復興に必要な不可欠な施設でございます中間貯蔵施設の整備、運営管理等を国が責任を持って行うこと、それから、国が強い指揮監督権限を有しております J E S C O、あるいは、P C B 廃棄物の処理につきましては、皆様方からいろいろな御助言を賜りながらやっておりますけれども、そもそもの設計思想としての多重防護柵とかフェールセーフの考え方、あるいは、収集運搬に当たっての緻密な搬入管理という部分のノウハウが蓄積されていて、これが中間貯蔵事業でも活用できるのではないかという点から、日本環境安全事業株式会社でも従来の P C B 事業に係る業務規定に加えて、中間貯蔵施設の関係に必要な規定の整備を行うことを趣旨として改正案が提案されているところであります。

具体的な内容につきましては、ここに大きく四つの柱を書いてございます。特に関係するところを御説明いたしますと、まず、会社の名称は、法律の題名でございますが、中間貯蔵事業も加えさせていただくというところから、会社の名称を中間貯蔵・環境安全事業株式会社という名前に変更させていただくということです。それから、2 点目に、国の責務でございますが、国としては、中間貯蔵施設を整備してその安全を確保するということや、中間貯蔵開始後 3 0 年以内に福島県外で最終処分を完了するための必要な措置を講ずることなどを法律に位置づける内容としてございます。

また、事業の範囲につきましては、P C B 廃棄物処理事業に加えて、中間貯蔵に係る事業等も行うという規定を新たに設けさせていただくことにしております。

そのほか、※が二つあるのですけれども、区分経理の導入と書いております。もちろん P C B は P C B として経理を分けてしっかりやっていくような規定を置かせていただいております。こちらにつきましては、1 0 月 3 日に閣議決定がなされ、国会での審議がなされているところでございます。進捗から申し上げますと、既に衆議院は追加してございまして、現在、参議院でこの法案について審議がなされているところでございます。

より詳細に最新の情報を申しますと、実は、本日、参議院の常任委員会の一つでございます環境委員会において、この法案の一部について審議がなされているといった状況でございます。

なお、名前を中間貯蔵・環境安全事業株式会社に変更することになりますから、法案の中身としては、特に J E S C O において既存の事業に中間貯蔵事業がどう影響するかという点については、P C B 処理施設を設置されている地元の皆様方にとってもご心配の向きもあろうということについては、常々、室蘭市役所や北海道庁からも御心配をいただいて

いるところでございます。冒頭に角倉が申し上げましたとおり、この法律案によりまして J E S C O が中間貯蔵事業に携わることになりましても、現在、P C B 処理を行っております各事業所におきましては、引き続き P C B 廃棄物のみを処理することとしているところであります。

各事業所におきましては、安全を第一として、P C B 廃棄物の一日も早い処理というものを完了するために取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き、御理解、御協力いただければと存じます。

以上でございます。

【委員長】

ありがとうございました。

中間貯蔵施設に係るのは、関東地域というのが実態ですので、北海道に指定廃棄物はありません。中間貯蔵と関係するところはないということだと思います。

先ほど、P C B 廃棄物処理基本計画の変更について御説明がありましたが、内容につきましては、前回の円卓会議で環境省から御紹介があったことと大きく変わりありませんので、これについては割愛して進めたいと思います。

ただ、先ほど〇〇委員がおっしゃったように、掘り起こしについては道もいろいろと仕事を進めていらっしゃるかと伺っていますので、地方自治体あるいは関係団体におかれましても、御協力をお願いしたいということでございます。

それでは、何かございましたら事務局から御説明ください。

【事務局】

前回の円卓会議が5月28日に開催されましたけれども、その直後の6月6日に国の基本計画が変更されました。道の処理計画は、国の基本計画に沿って、現在、変更作業を進めているところでございます。でき次第、皆様に案をご提示して御意見をいただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

引き続き、連絡をさせていただきます。

大分時間が押してまいりましたが、この円卓会議の終了後、この会場で、北九州市の監視会議の委員の方々との意見交換会を開催したいと思います。

机の配置を若干変えますので、終了後、一度出ていただいて、配置が整った段階で中に入っていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

それから、次回の円卓会議の日程でございます。

例年、どうしても年度末の忙しいときになってしまいますけれども、今年も2月か3月ぐらいに開催したいと考えております。日程調整をさせていただきます、改めてご案内をさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

もう一点ございます。実は、今年度いっぱい現在の円卓会議の委員の方々の任期が満

了になります。次回の円卓会議の前の段階で、既に改選の事務手続を開始させていただくことになろうかと思えます。例えば、団体の委員に推薦状を出していただくとか、その辺の事務手続が既に始まってしまおうかと思えますけれども、その辺は御相談させていただきながら進めたいと思えます。よろしく願いいたします。

以上です。

【委員長】

ありがとうございました。

ということで、本日の事業を終了したいと思えます。任期が来られる方々も多いと聞いておりますので、後任の方、あるいは、引き続きやっていただく方、よろしく願いいたします。

では、今日は終わります。

事務局にお返しします。

3. 閉 会

【事務局】

眞柄委員長、大変ありがとうございました。

委員の皆様方におかれましては、本日は限られた時間でございましたが、貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございました。

以上で本日の会議を終了いたします。

以 上